

# 福山市地域交流施設等 再整備基本方針

2015年（平成27年）6月

福 山 市

## はじめに ～施設を造るから地域を創るへ～

福山市では、ものづくり産業を中心とした経済成長に伴う急激な人口増加に対応しつつ、市民生活・福祉の向上・充実を図るため、公民館やコミュニティセンター、ふれあいプラザなどの地域交流施設を整備し、今日の地域社会をつくり上げてきました。その中で、これらの地域交流施設は、地域住民の学びの場、生き生きと活動し支え合う場として、『地域活動の拠点』という役割を果たしてきています。

しかし、経済成長期に整備された地域交流施設は、市民生活や社会福祉、人権問題対策など、分野ごとに、それぞれの活動を支えるべく整備され、人口の急増・街の急速な広がりに対応すべく、市内一律的につくられてきました。それから約40年、市が保有する多くの地域交流施設が建築後30年以上を経過し、今後10年から20年の間に一斉に更新期を迎えます。

一方、少子化・高齢化や人口減少社会を迎え、社会保障関係費の増加や税収の伸びが見込まれないなど、今後、市の財政状況は一層厳しさを増し、現在の行政サービスを維持していくことが困難になると予測されます。

そのような状況の中、近年、多様化する市民ニーズや複雑化する地域の課題、さまざまな世代の交流による『絆づくり』などを踏まえた地域活動が不可欠になっています。そのため、地域交流施設は、地域活動を支えるという原点に立ち帰り、各地域で行われている个性的かつ多様な活動を支える地域の身近な拠点となるよう取り組むべきであると考えます。

この方針は、「福山市公共施設サービス再構築基本方針」に示されたこれまでの地域交流施設の機能の見直しや集約化による地域に合った施設配置と保有施設の縮減の方針を踏まえ、新たな時代のニーズや環境の変化に柔軟に対応し、将来を見据えた多様な地域活動を支える地域交流施設を再整備していくための基本的な方針を示すものです。地域交流施設が、市民が主役となり、地域が中心となるまちづくりの拠点となるよう、地域の総意による施設づくり（再整備）に取り組みます。

## 目 次

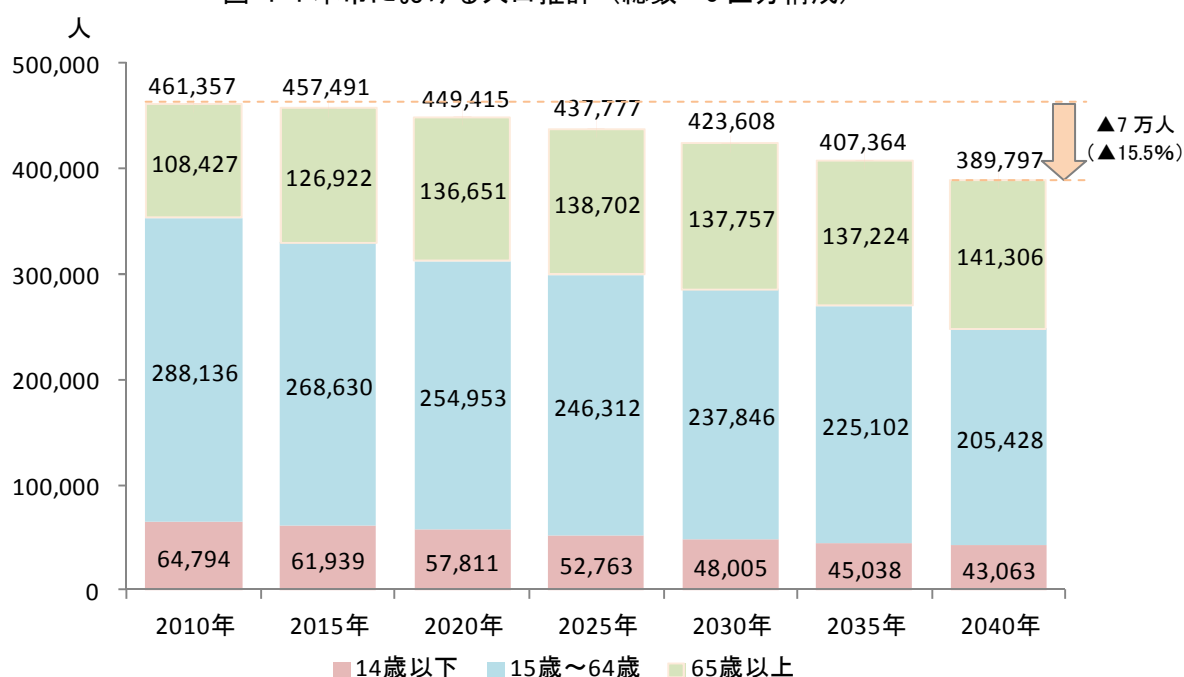
<b>第1章</b>	<b>本市の現状</b> .....	<b>1</b>
1-1	本市の将来人口.....	1
1-2	本市の財政見通し.....	2
1-3	施設更新費用の試算 .....	3
<b>第2章</b>	<b>施設の現状</b> .....	<b>4</b>
2-1	地域交流施設の配置状況.....	4
2-2	施設の建築年度，保有量.....	6
2-3	施設別コスト .....	7
2-4	施設の諸室，バリアフリー化の状況.....	8
2-5	施設保有量の中核市比較.....	9
<b>第3章</b>	<b>施設別の状況</b> .....	<b>10</b>
3-1	公民館.....	10
3-2	コミュニティセンター.....	14
3-3	ふれあいプラザ.....	17
3-4	地域交流施設において提供している主な行政サービス.....	21
<b>第4章</b>	<b>現状と課題</b> .....	<b>22</b>
4-1	地域交流施設を取り巻く環境の変化.....	22
4-2	施設別の状況.....	22
4-3	施設のユニバーサルデザイン.....	23
4-4	まとめ.....	23
<b>第5章</b>	<b>今後のあり方</b> .....	<b>25</b>
5-1	めざすまちづくりの将来像 .....	25
5-2	再整備にあたっての留意事項.....	31
5-3	再整備の流れ.....	32
<b>む す び</b> .....		<b>33</b>
<b>資 料 編</b> .....		<b>34</b>
1	福山市地域交流施設等再整備懇話会設置要綱.....	34
2	福山市地域交流施設等再整備懇話会委員名簿.....	35

## 第1章 本市の現状

### 1-1 本市の将来人口

2010年（平成22年）には約46万人であった福山市の人口は、少子化・高齢化社会の急速な進行を背景に2013年（平成25年）には自然減と社会減が重なり、約45.9万人となりました。2013年（平成25年）の国立社会保障・人口問題研究所のデータをもとに本市の人口を推計すると、2040年（平成52年）には約38.9万人となり、30年間で約7万人（約15.5%）減少すると予測しています。この内訳を「年少」（14歳以下）、「生産年齢」（15歳～64歳）、「老年」（65歳以上）の3区分で見ると、2010年（平成22年）には約6.5万人であった年少人口は2040年（平成52年）には4.3万人に、生産年齢人口（※1）では約28.8万人から約20.5万人に、老年人口では約10.8万人から約14.1万人になると予測しています（図1-1）。

図 1-1 本市における人口推計（総数・3区分構成）



日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所，2013年（平成25年）3月）をもとに作成

※1 生産年齢人口 年齢別人口区分のうち、15歳以上65歳未満の人口（総務省統計局）

## 1-2 本市の財政見通し

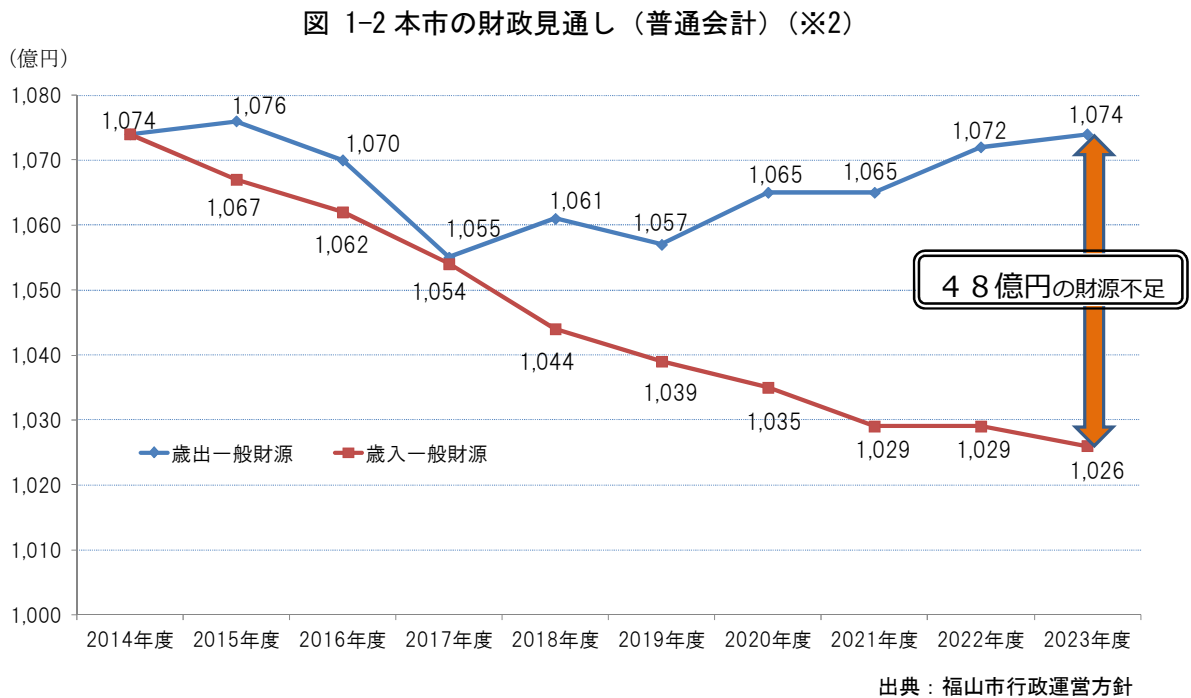
### (1) 歳入

生産年齢人口の減少などにより税収の伸びが見込まれない中、市税を始めとした一般財源の歳入合計額は、2014年度（平成26年度）の1,074億円から10年後の2023年度（平成35年度）には1,026億円にまで減少していくと見込んでいます。

### (2) 歳出

高齢化の進行等に伴い、扶助費は2014年度（平成26年度）の131億円に対し、2023年度（平成35年度）には144億円に増加する一方、投資的経費は2014年度（平成26年度）の38億円に対し、2023年度（平成35年度）には37億円になると見込んでいます。

このような状況の中、現行制度を基本とした今後10年間の財政見通しでは、年々、財源不足額が拡大していき、2023年度（平成35年度）には単年度で48億円の財源不足が生じると見込んでいます（図1-2）。

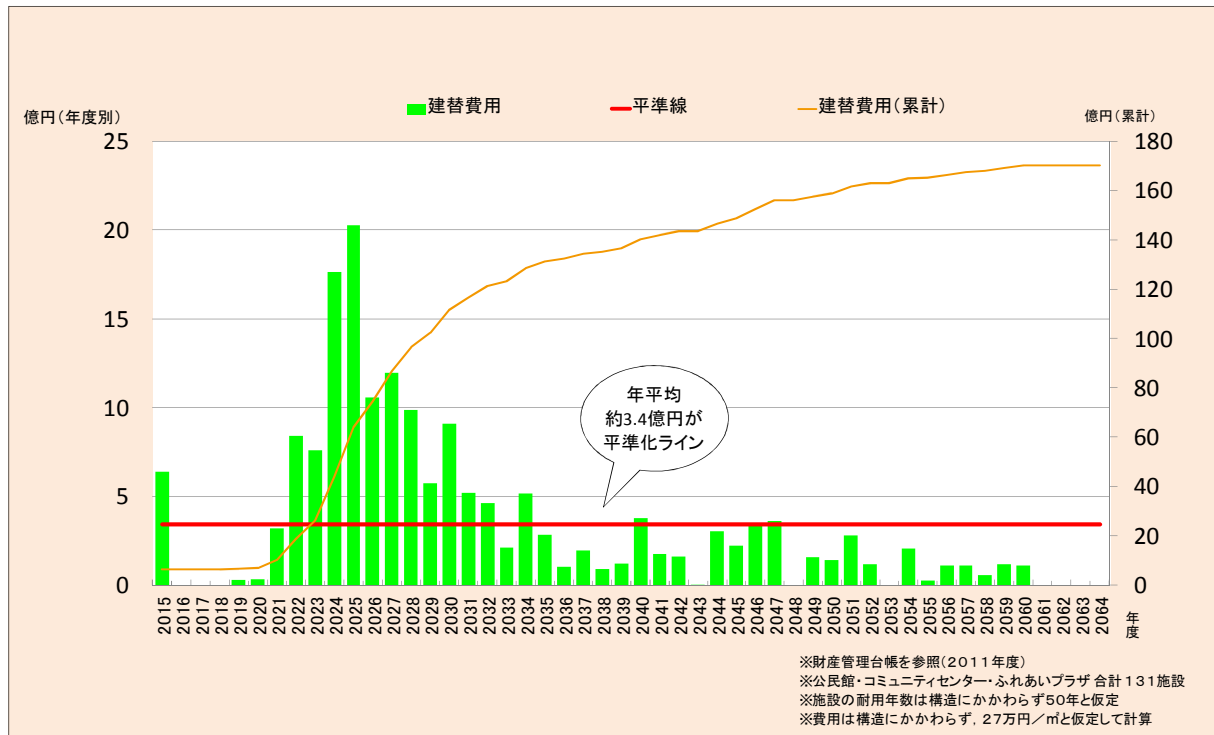


※2 普通会計 公営企業会計を除いた一般会計・特別会計の重複分を除いた、いわゆる純計額を一つの会計とみなしたものの。

### 1-3 施設更新費用の試算

福山市には地域交流施設等として公民館，コミュニティセンター，ふれあいプラザその他の市民が交流する施設があります。これらのうち市民がまちづくりのための交流の場として最も活用している公民館，コミュニティセンター，ふれあいプラザ（以下「地域交流施設」という。）をすべて更新すると今後50年間で約170億円，平準化すると1年あたり約3.4億円が必要になると試算しています（図1-3）。2023年度（平成35年度）には単年度で48億円（図1-2）の財源不足が生じると見込まれる中，地域交流施設の1年間の維持管理コストが平均約1.7億円（図2-3）であるのに加え，現行の施設数を維持したまま更新費用の約3.4億円を賄っていくことは厳しくなることが予測されます。

図1-3 地域交流施設の更新費用の試算



福山市試算

---

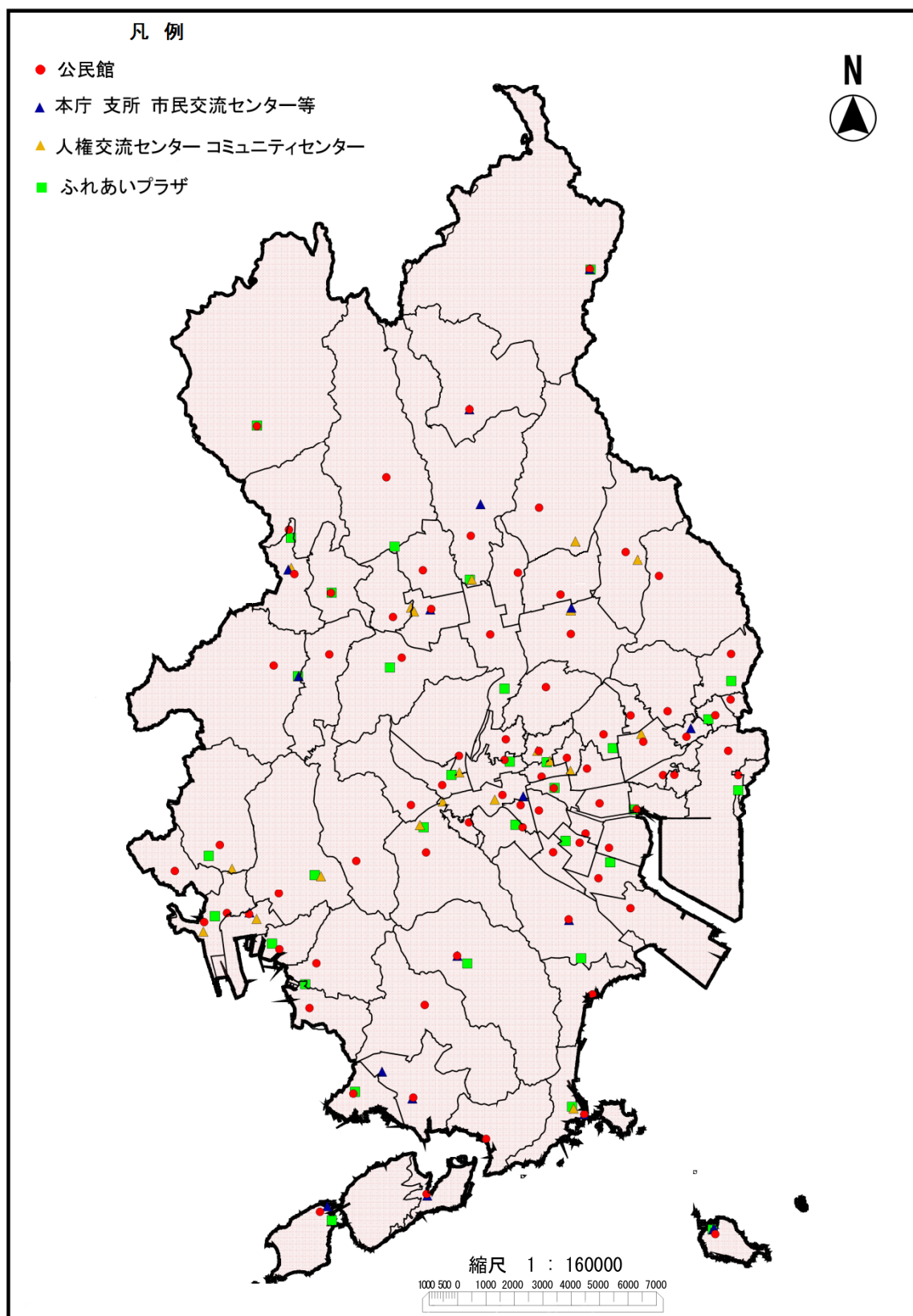
## 第2章 施設の現状

---

### 2-1 地域交流施設の配置状況

- ・福山市の公民館は、1小学校区に1館を基本に79か所設置しています。
- ・コミュニティセンターは、市の中心部に4か所、東部に1か所、芦田川より西に6か所、南部に1か所、北部に4か所、北東部に3か所の計19か所設置しています。
- ・ふれあいプラザは、中学校区に1か所を基本に、市内33か所に設置しています。
- ・これらの施設は、中心部では各施設を中心として半径1kmの範囲に3から4施設、多いところでは5施設あります。一方、郊外になると隣接する施設数は少なくなります。山間部や沿岸部では2つの施設が近接しています。

図 2-1 配置状況





## 2-2 施設の建築年度、保有量

2014年（平成26年）4月現在、福山市には公民館が79か所、コミュニティセンターが19か所、ふれあいプラザが33か所あります。1970年代までに建設された公民館は44.3%、コミュニティセンターは84.2%、ふれあいプラザは21.2%となっており、地域交流施設全体で44.3%が1970年代までに整備されています（図2-2）。これらの施設の延床面積は、表2-1のとおりです。1施設あたりの平均面積は、公民館が446㎡、コミュニティセンターが986㎡（体育室含む。）、ふれあいプラザが201㎡となっています。

図2-2 年度別用途別建築年度

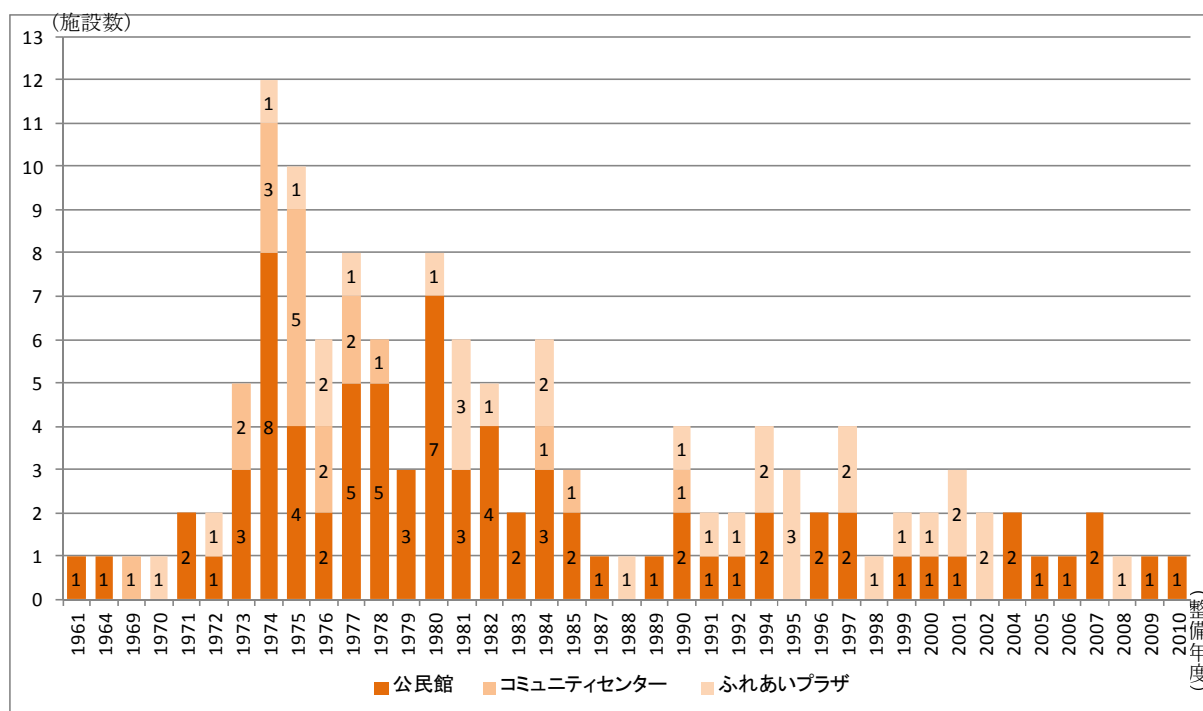


表2-1 施設別保有量

施設区分	施設数	延床面積	施設あたり平均面積
公民館	79	35,219 ㎡	446 ㎡
コミュニティセンター	19	18,740 ㎡	986 ㎡
ふれあいプラザ	33	6,633 ㎡	201 ㎡
合計	131	60,592 ㎡	—

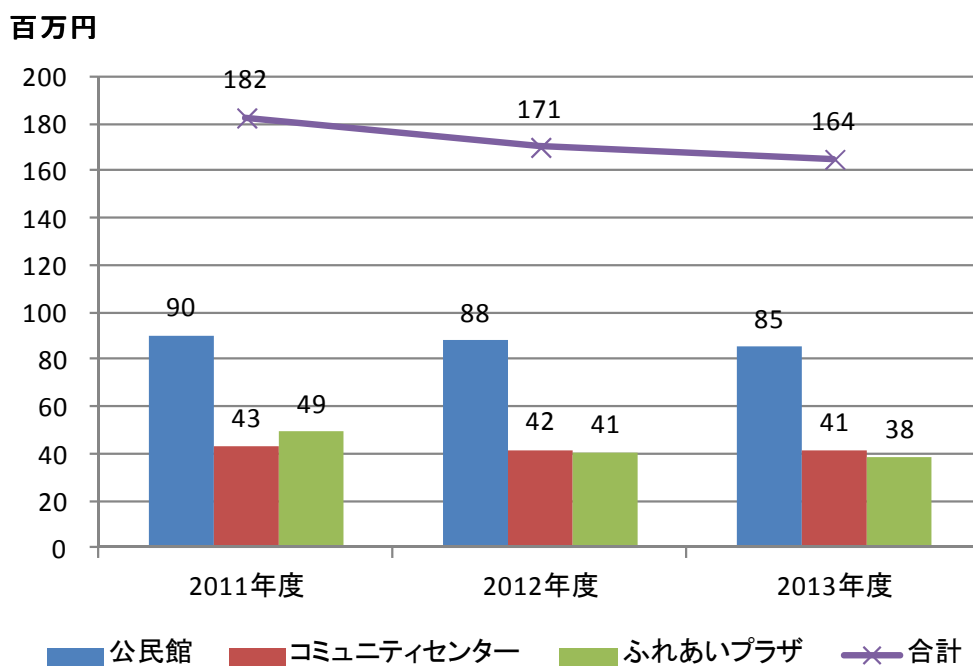
## 2-3 施設別コスト

施設を維持管理及び運営していくためには、一定のコストが必要です。コストは、光熱水費などの施設に係るコスト、物件費などの維持管理に係るコストなどに分けることができます（表 2-2）。図 2-3 は、地域交流施設の維持管理に係るコストの推移を表しています。

表 2-2 コストの区分, 内容

区分	内容
施設に係るコスト	光熱水費, 工事請負費, 修繕費, 土地・建物の賃借料, 施設・設備管理委託料, 備品購入費, 需用費など
維持管理に係るコスト	事業委託費, 事業物件費（需用費, 役務費等）など
指定管理料（※3）	指定管理者への委託料（人件費相当額を除く。）

図 2-3 地域交流施設の維持管理コストの推移



※3 指定管理料 地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度を指定管理者制度といい、その指定管理者へ支払う委託費のこと。地域交流施設ではふれあいプラザのみ。

## 2-4 施設の諸室，バリアフリー化の状況

### (1) 諸室の状況

各施設の諸室の状況は表 2-3 のとおりです。各施設とも，事務室，和室，会議室，講義室，集会室は共通しています。その他公民館とコミュニティセンターには図書室と調理室が設置されています。また，コミュニティセンターには多目的室や相談室，体育室（19 施設中 11 施設）があり，ふれあいプラザには浴場があります。

表 2-3 地域交流施設の諸室

施設	機能（設備）									
	事務室	和室 会議室	講義室 集会室	図書室	調理室	多目的室	相談室	体育室	浴場	
公民館	●	●	●	●	●					
コミュニティセンター	●	●	●	●	●	●	●	●		
ふれあいプラザ	●	●	●						●	

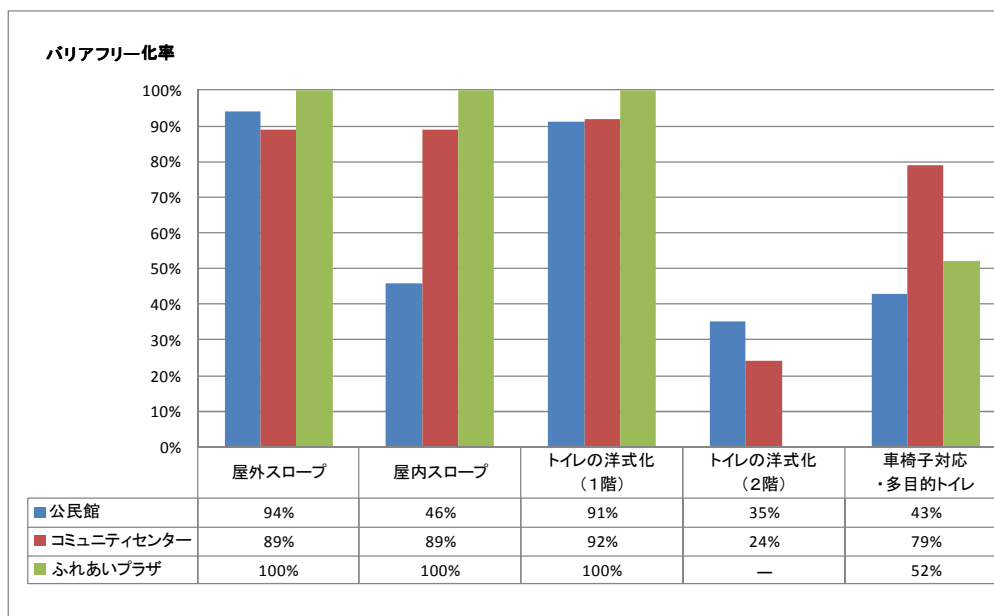
注 1) ●はその機能（設備）があることを表す。

注 2) 枠は各施設間での類似した機能（設備）を表す。

### (2) バリアフリー化の状況

各施設のバリアフリー化の状況は図 2-4 のとおりです。屋外スロープ，1階トイレの洋式化は各施設とも高い状況となっています。屋内スロープや2階トイレの洋式化，多目的トイレは半分程度となっている施設もあります。

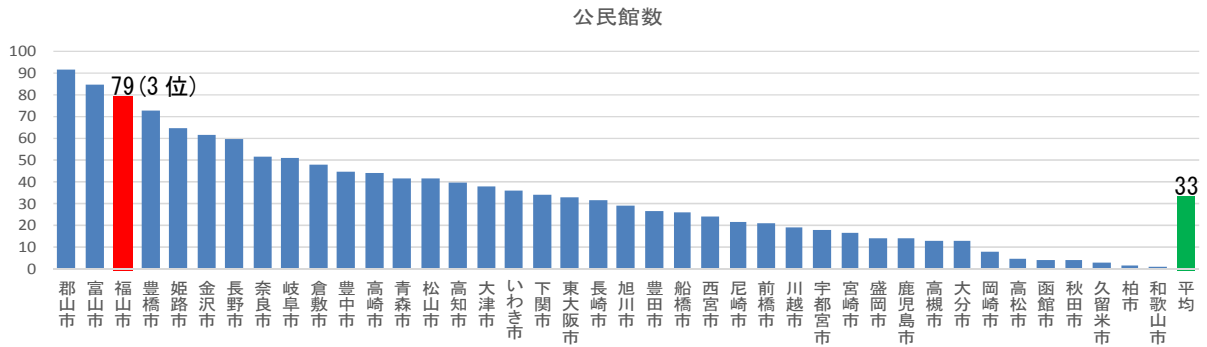
図 2-4 バリアフリー化状況



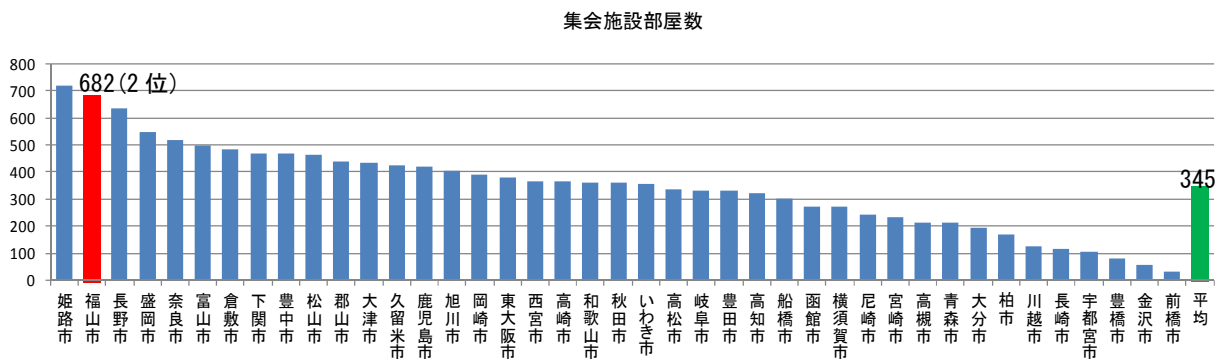
## 2-5 施設保有量の中核市比較

福山市の地域交流施設を中核市 41 市（2012 年（平成 24 年）4 月現在）と比較すると、公民館の数は第 3 位となっています。また、コミュニティセンターやふれあいプラザなどを含む集会施設数（※4）は第 2 位となっています（図 2-5）。

図 2-5 施設数の中核市比較（公民館，集会施設）



(注) 公民館数には横須賀市のデータは入っていない。



平成 24 年度市町村公共施設状況調査（総務省）をもとに作成

※4 集会を目的として設置している公民館，コミュニティセンター，ふれあいプラザのほか市民センター，市民交流センターなどの施設において一般住民の集会等に供している集会室がある施設の部屋数

---

## 第3章 施設別の状況

---

### 3-1 公民館

公民館は、社会教育法に基づき、住民の教養の向上と健康の増進を図り、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与することを目的として 1950 年代から小学校区を基本に整備が進められ、現在市内に 79 か所設置されています。公民館には、会議室、図書室、調理室などがあり、①グループ・サークルや会議など地域の人が集まる場の提供、②住民が社会生活上、必要な知識や教養を学ぶとともに他の人々や環境の中でよりよい関係を作るための学びの場の提供、③人や情報が交流し、その活動を地域活動に広げたり、さらに活動の輪を広げるための支援などさまざまな活動を展開しています。

また、まちづくりの拠点施設として、地域課題の発見や解決につながる学習機会の提供、各種団体等との連絡や協力、学区まちづくり推進委員会の支援などを行うとともに、証明の交付などファクシミリによる市民課業務等の一部を実施しています。

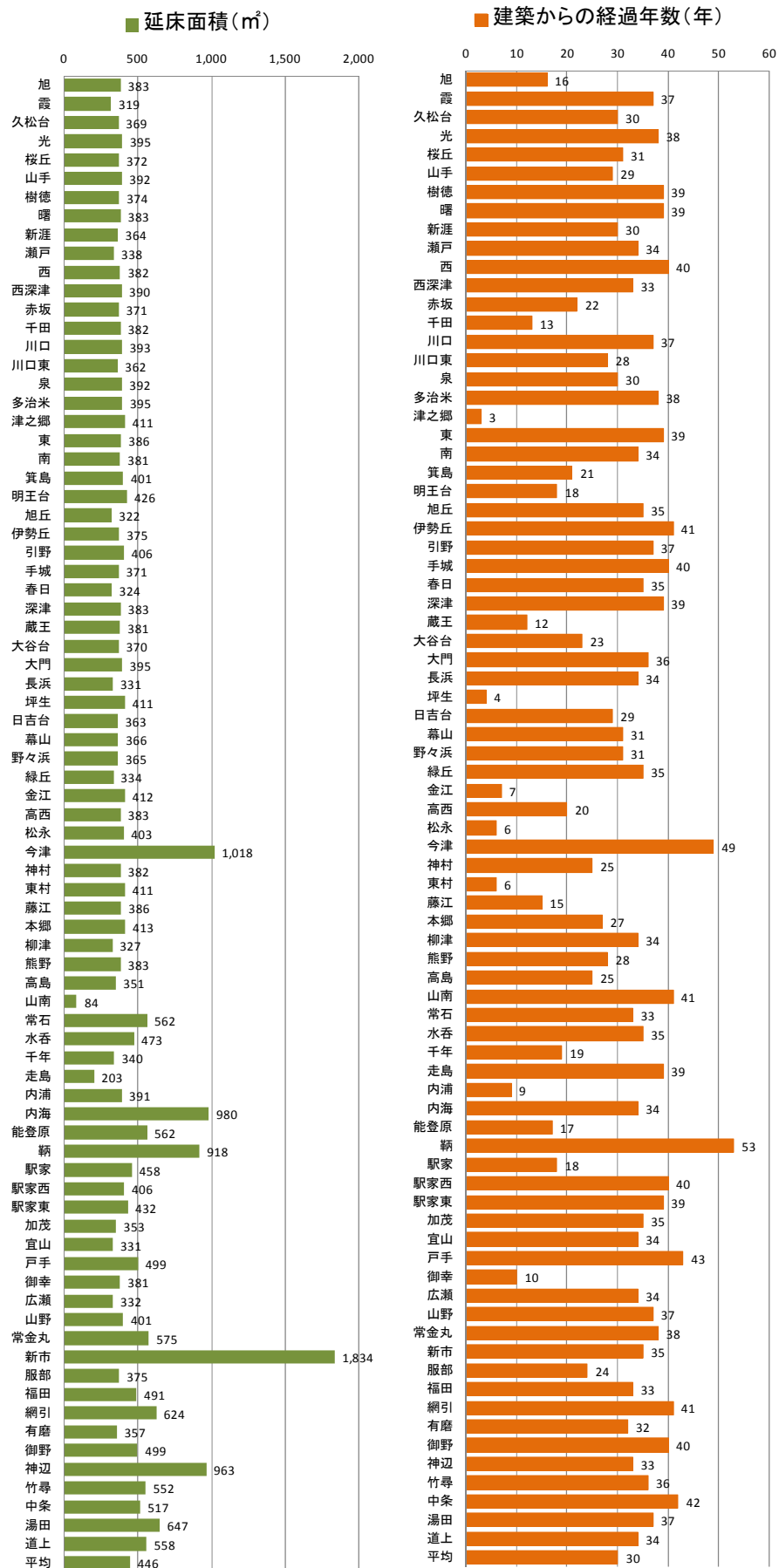
#### (1) 延床面積と建築経過年数（図 3-1）

- ・ 公民館の延床面積は平均 446 m<sup>2</sup>、建築からの経過年数は平均 30 年です。
- ・ 建築からの年数が 30 年を経過した施設が 52 施設、そのうち 40 年を経過した施設が 11 施設あります。

#### (2) 利用状況とコスト

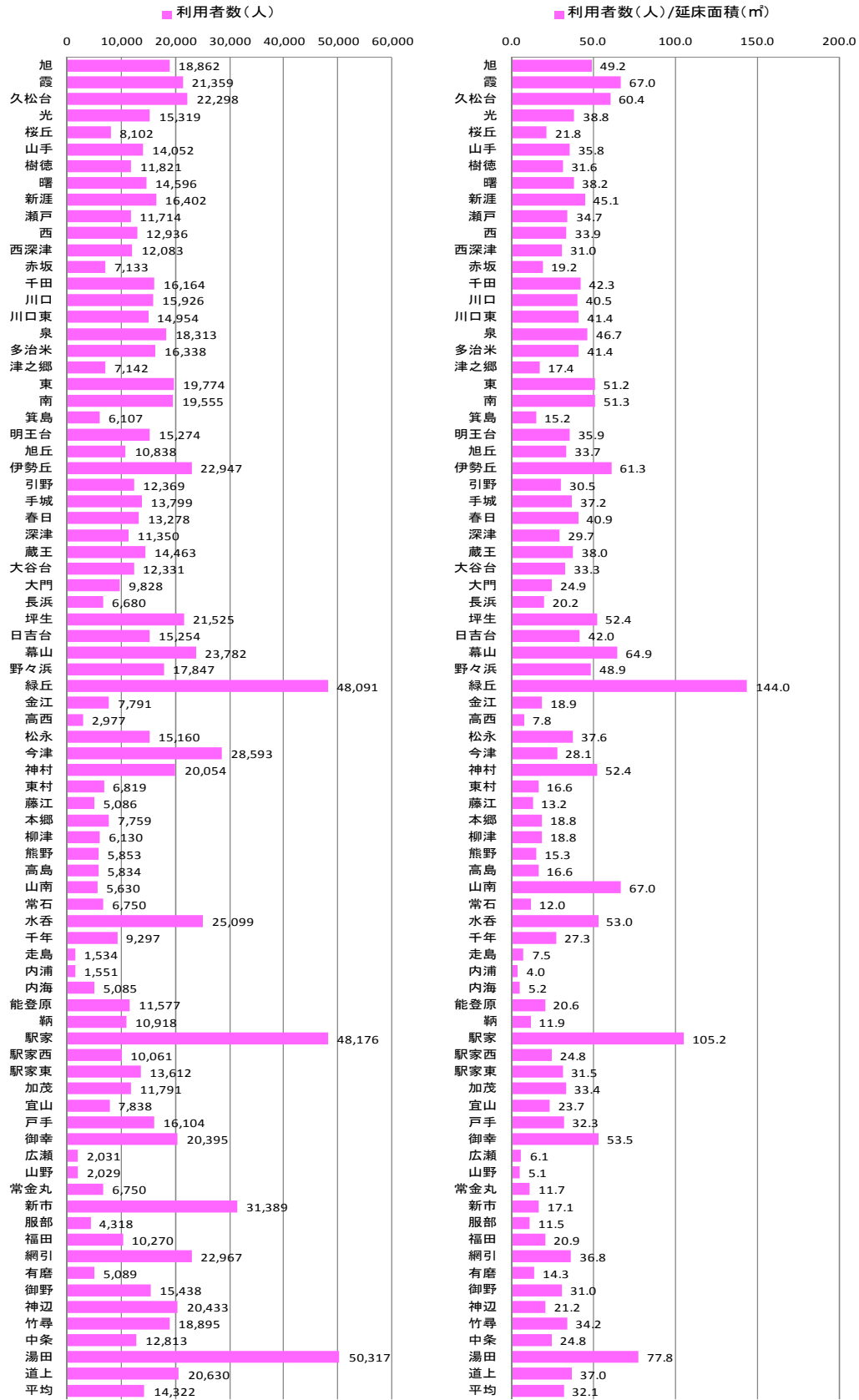
- ・ 2013 年度（平成 25 年度）の年間利用者数は、約 113 万人となっています（図 3-4）。
- ・ 2013 年度（平成 25 年度）の維持管理に係る費用は、約 8,500 万円です。過去 3 年間の平均で約 8,767 万円となっています（図 2-3）。

図 3-1 公民館延床面積, 建築経過年数



(2015年(平成27年)1月1日現在)

图 3-2 2013 年度 (平成 25 年度) 利用状况



### (3) 公民館における事業の実施状況

公民館の過去3年間の事業の実施状況は、図3-3のとおりです。事業の実施件数については、約9万件となっています。最も多い利用はグループ・サークル活動で年間約6万件、次いで民主団体による講座の開催となっています。年間利用者数については、2011年度（平成23年度）は約118万人でしたが、2013年度（平成25年度）は約113万人と減少傾向となっています（図3-4）。

図3-3 公民館における事業の実施状況

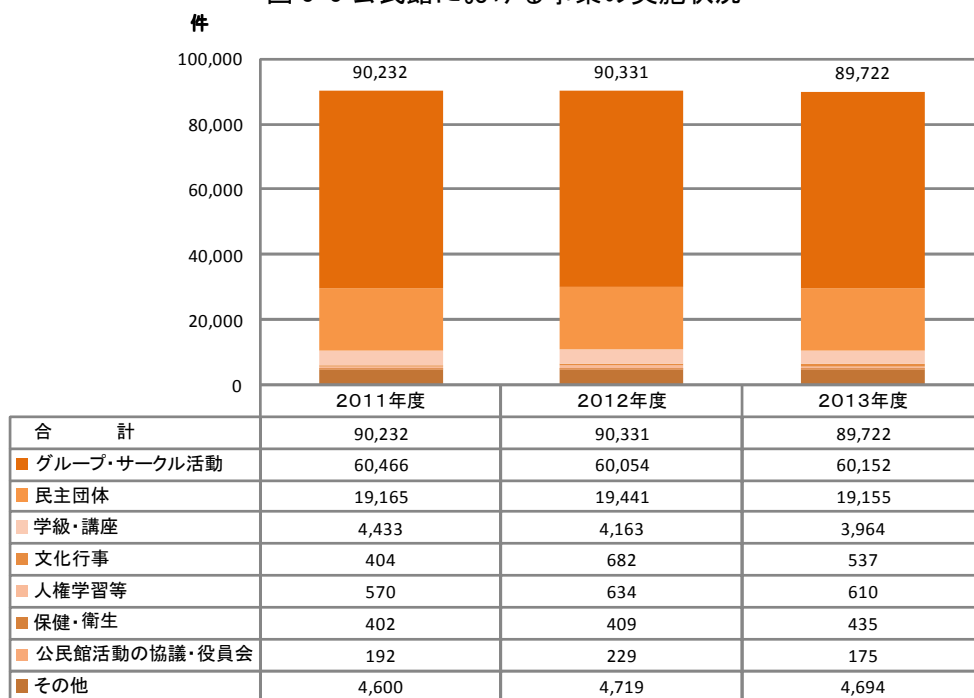
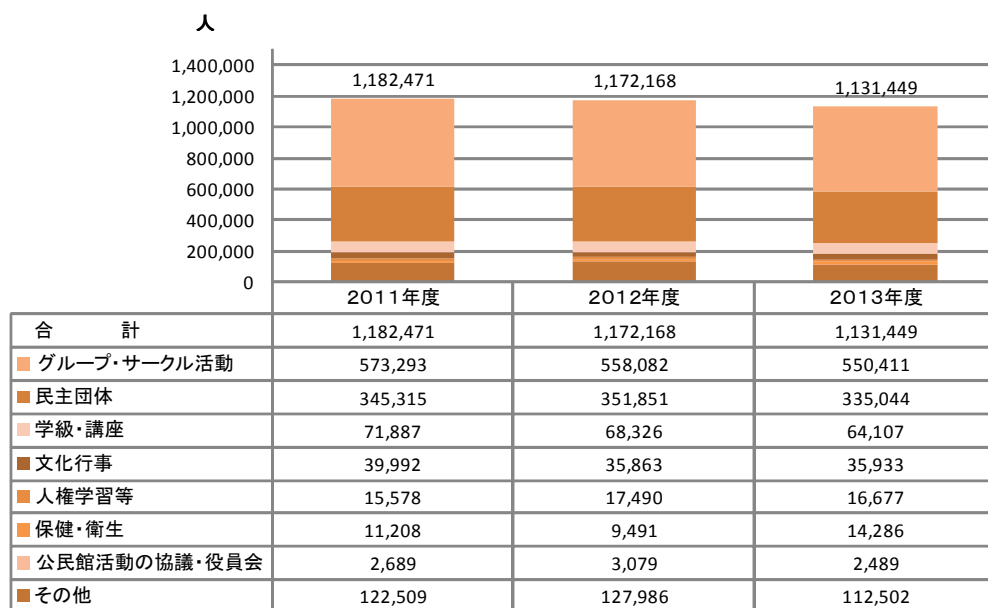


図3-4 公民館における事業の利用者数





### 3-2 コミュニティセンター

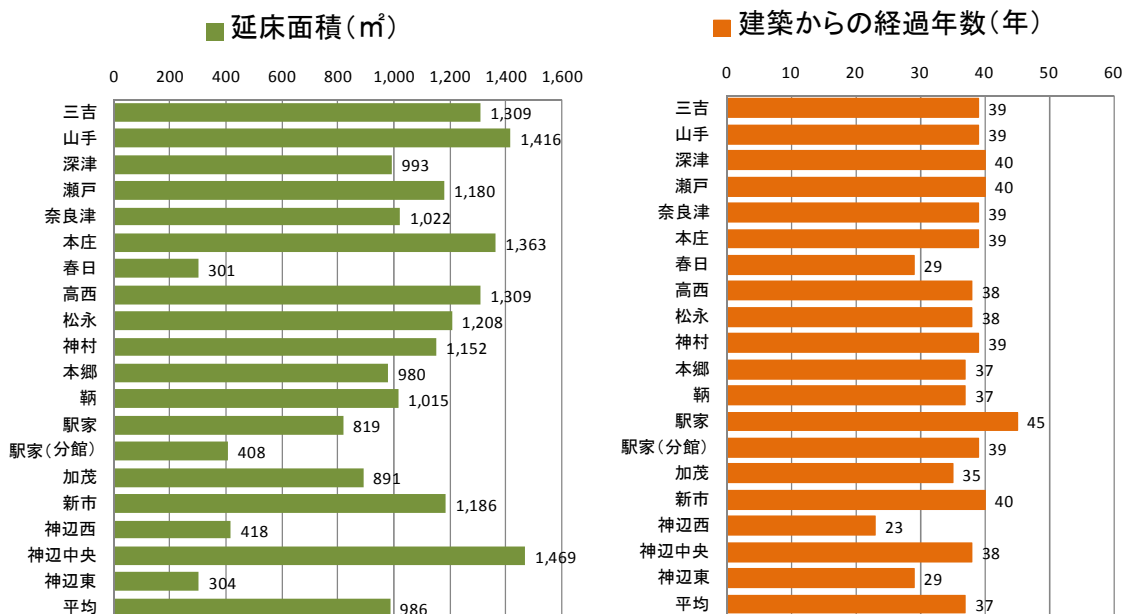
コミュニティセンターは、社会福祉法に基づき、基本的人権尊重の精神に基づく地域における福祉の向上、住民の交流促進及び人権啓発の推進などさまざまな人権課題の解決を図るとともに、人権文化が根づいた地域社会を実現することを目的として設置しています。2011年度（平成23年度）に施設の統廃合を行い、現在市内に19か所設置しています。同和問題の解決を大きな柱とする施設として「解放会館」の名称で1974年（昭和49年）から整備を進めてきました。その後、市全体の施策との整合性を図る中で、2003年（平成15年）にこれまでの取組を普遍化するという観点から事業の見直しを行い、「人権と福祉の拠点」「地域住民の交流の場」として位置づけ、「コミュニティセンター」と名称を変更しました。

コミュニティセンターでは、人権啓発や地域の交流を促進するさまざまな各種講座を実施しています。また、地域住民の自立・生活支援に向けた相談業務や福祉事業など、地域実態や住民ニーズに即したさまざまな事業を展開しています。施設によっては体育室を備えており、健康増進のための講座やスポーツサークルなどに利用されています。

#### (1) 延床面積と建築経過年数（図3-5）

- ・コミュニティセンターの延床面積は平均986㎡、建築からの経過年数は平均37年です。
- ・建築からの年数が30年を経過した施設が16施設、そのうち40年を経過した施設が4施設あります。

図3-5 コミュニティセンター延床面積・建築経過年数



(2015年(平成27年)1月1日現在)

(2) 利用状況とコスト

- ・年間利用者数は、約 35 万人とほぼ横ばいとなっています（図 3-7）。
- ・2013 年度（平成 25 年度）の維持管理に係る費用は、約 4,100 万円です。過去 3 年間の平均で約 4,200 万円となっています（図 2-3）。

図 3-6 2013 年度（平成 25 年度）利用状況

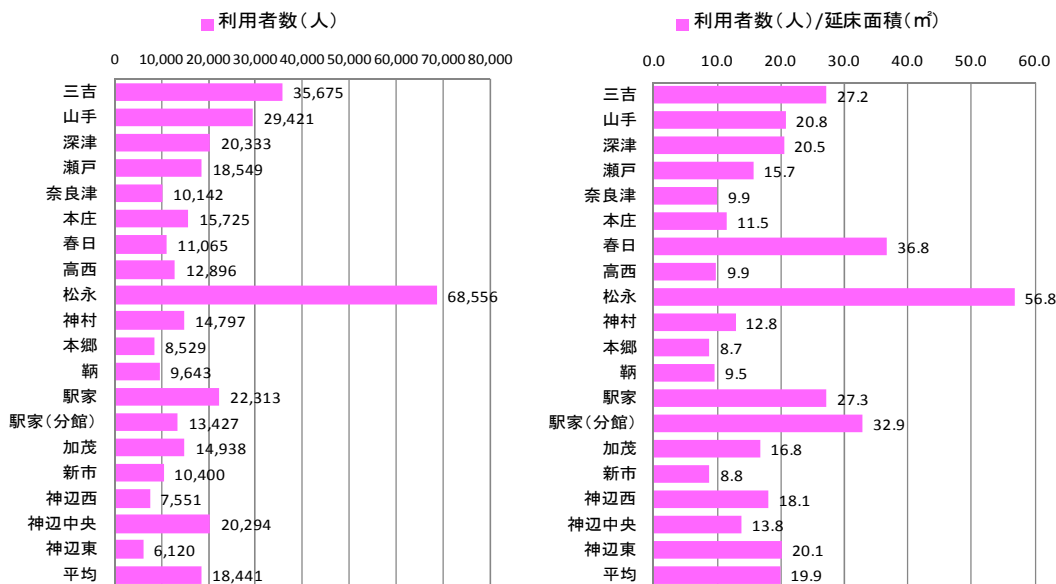
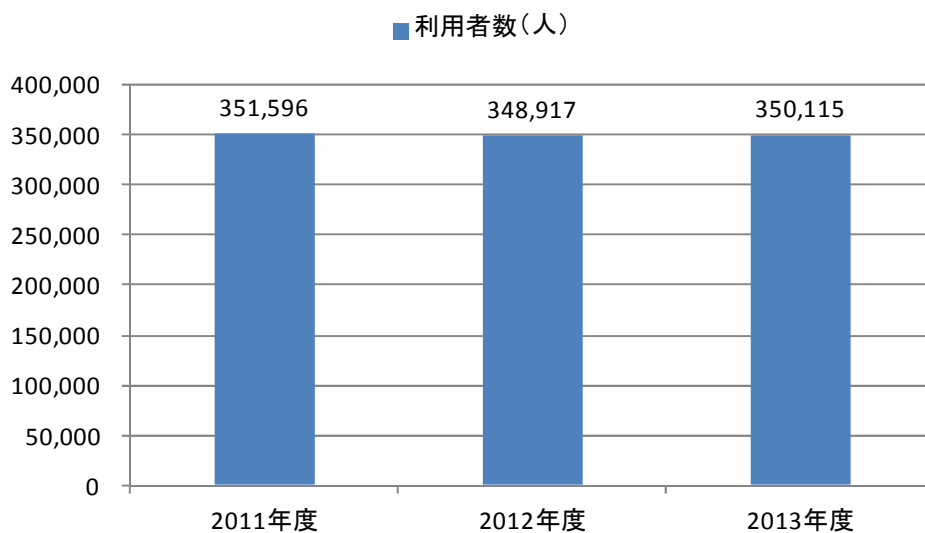


図 3-7 コミュニティセンター利用状況



(3) コミュニティセンターにおける事業の実施例

コミュニティセンターで実施されている事業の例をあげると次のとおりです(表3-1)。

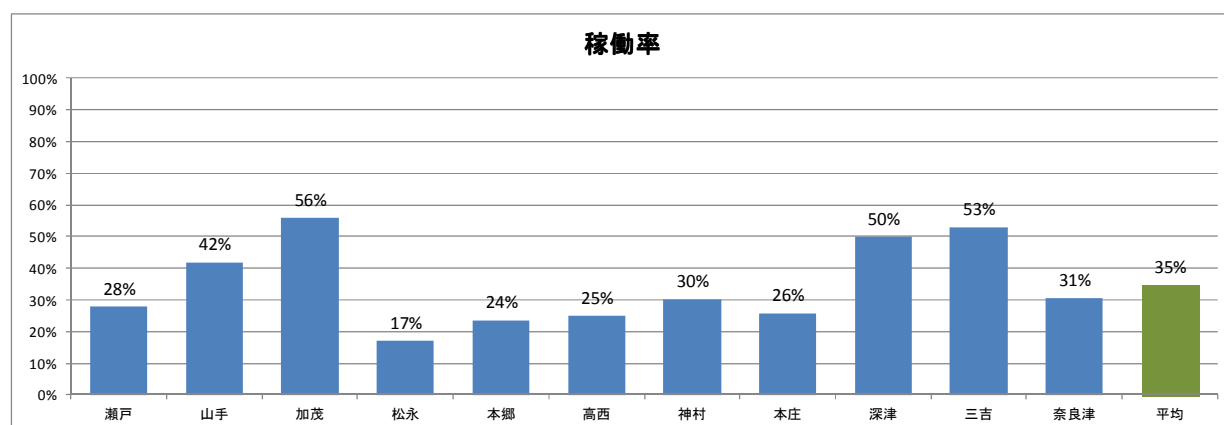
表3-1 コミュニティセンターにおける事業の例

事業区分	事業内容
高齢者交流事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいきサロン（グラウンド・ゴルフ，カラオケ）</li> <li>・料理教室，健康管理</li> </ul>
子育て交流事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者間の交流，育児相談</li> <li>・まなび広場，子ども広場，クッキング教室，工作教室</li> </ul>
地域交流事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食文化交流事業</li> <li>・コミュニティセンターまつり（食文化，パネル展，コンサート）</li> <li>・世代間交流（料理教室，伝統文化の伝承）</li> <li>・多文化交流事業（日本語学習，生活相談，音楽文化交流）</li> </ul>
相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権相談</li> <li>・生活相談</li> <li>・教育相談</li> <li>・就労相談</li> </ul>

(4) 体育室

コミュニティセンターのうち11施設には，健康増進の講座の実施やスポーツサークルの場として体育室があります。2013年度（平成25年度）の体育室の利用者数は，全体平均で約9,400人となっています。また，平均の稼働率は35%程度です（図3-8）。

図3-8 コミュニティセンター体育室稼働率（2013年度（平成25年度））



稼働率は施設が最大利用できる能力に対して，実際にどの程度利用されているかを表しており，実際に利用された時間数から施設の利用可能な時間数を除して算出しています。

$$\text{稼働率} = \text{利用された年間時間数} / \text{利用可能な年間時間数}$$

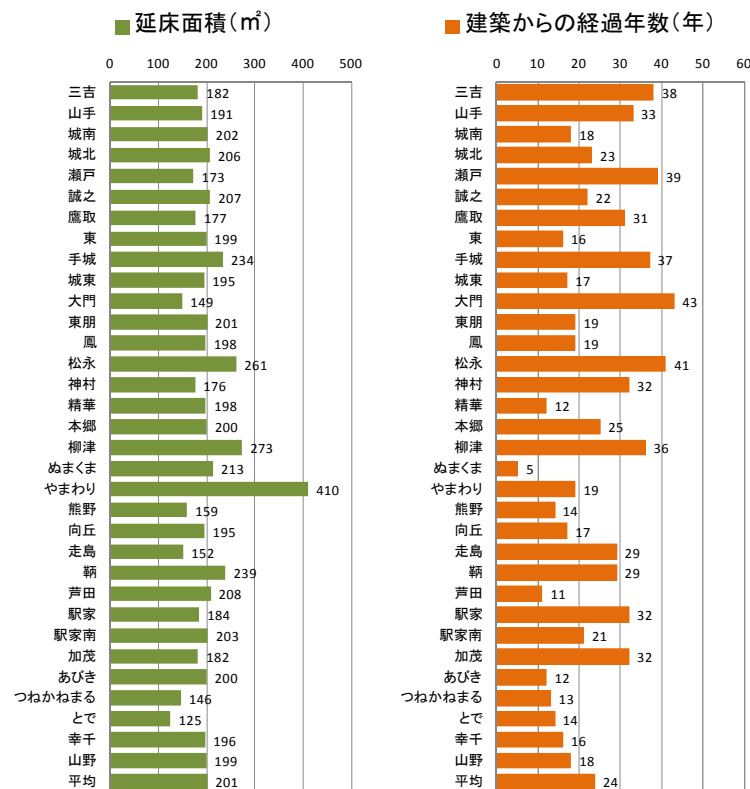
### 3-3 ふれあいプラザ

ふれあいプラザは、高齢者の健康の増進や教養の向上、レクリエーション等のための機会を提供することを目的として、中学校区に1か所を基本に市内33か所に設置されています。利用対象年齢は、満60歳以上です。1969年（昭和44年）から整備を進め、「福山市老人集会所条例」に基づく「老人集会所」でしたが、1997年（平成9年）4月から「ふれあいプラザ」に名称を変更しています。福山市老人集会所条例を制定した1974年（昭和49年）頃は、高齢化社会への問題意識が高まり始めたころであり、高齢者の心身の健康と自らの生きがいの充実を図ることを目的とした施策を推進することが必要であることから、高齢者相互が交流できる場として「老人集会所」の整備を計画的に進めてきました。ふれあいプラザには、和室、集会室のほか浴場があります。また、2012年度（平成24年度）からは、高齢者がいつまでも健康で自立した生活を送るには、日頃からの健康づくりや介護予防に取り組むことが重要であるという考えのもと、すべての高齢者を対象とした健康教室を定期的・継続的に実施しています。その他グループやサークル活動、教養講座等も実施していますが、事業によっては他の交流施設と類似しているものもあります。

#### (1) 延床面積と建築経過年数（図3-9）

- ・ふれあいプラザの延床面積は平均201㎡、建築からの経過年数は平均24年です。
- ・建築からの年数が30年を経過した施設が11施設、そのうち40年を経過した施設が2施設あります。

図3-9 ふれあいプラザ延床面積・建築経過年数



(2015年（平成27年）1月1日現在)

(2) 利用状況とコスト

- ・年間利用者数は、約 17 万人とほぼ横ばいとなっています（図 3-11）。
- ・2013 年度（平成 25 年度）の維持管理に係る費用は、約 3,800 万円です。過去 3 年間の平均で約 4,267 万円となっています（図 2-3）。

図 3-10 2013 年度（平成 25 年度）利用状況

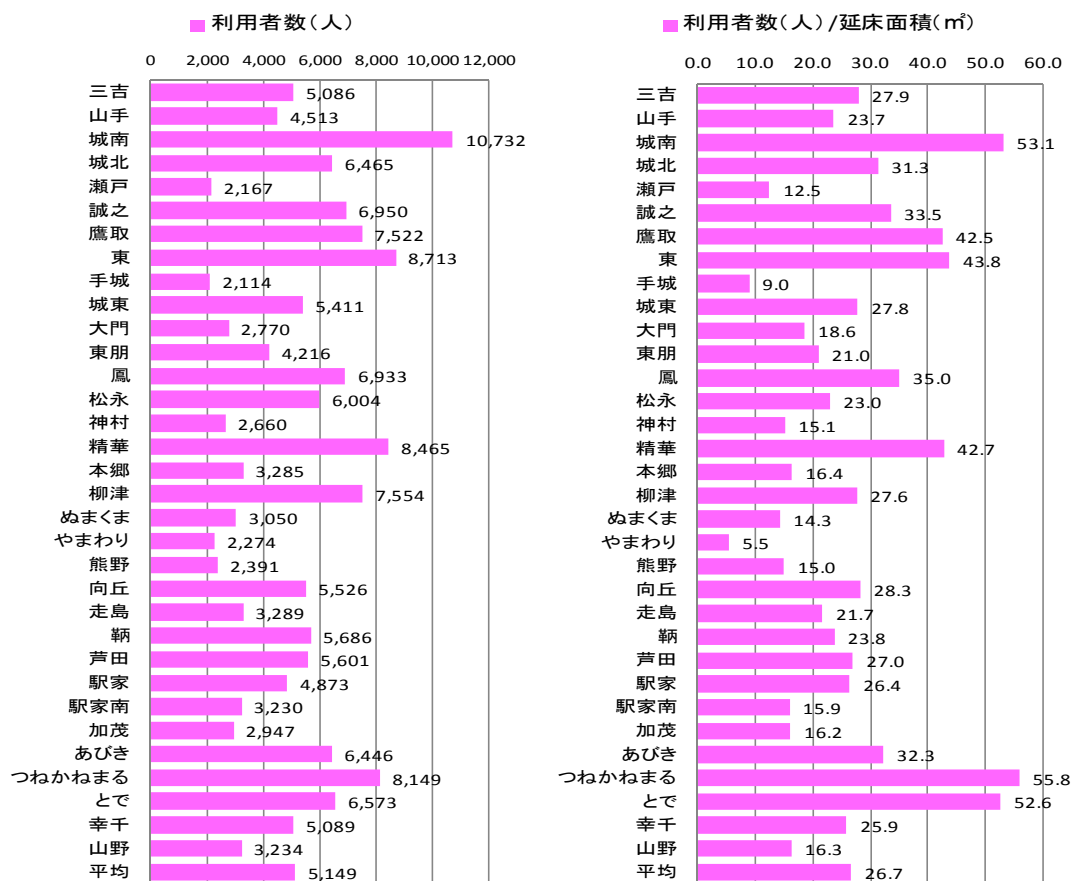
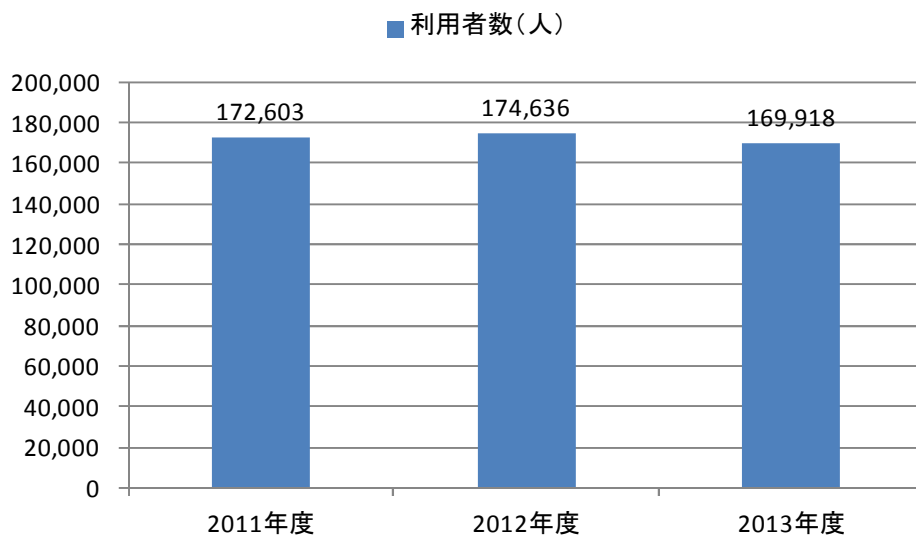


図 3-11 ふれあいプラザ利用状況



(3) ふれあいプラザにおける事業の実施例

ふれあいプラザで実施されている事業の例をあげると次のとおりです（表 3-2）。

表 3-2 ふれあいプラザにおける事業の例

事業区分	事業内容
サロン活動，グループ・サークル活動，教養講座	いきいきサロン，健康ヨガ体操，認知症予防教室，転倒予防教室，手芸教室，健康体操，カラオケ
自主事業など	お楽しみ教室（もの作り），映画鑑賞会，地域ふれあい作品展，うどん作り教室，配食サービス
健康事業	健康教室，健康相談，お口の健康教室，食生活改善教室，歯科健康教室

(4) アンケート結果

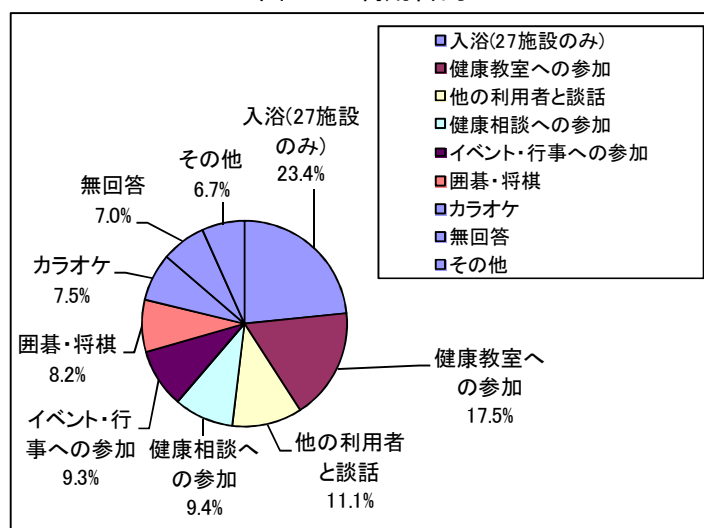
2013 年（平成 25 年）5 月に市が実施したふれあいプラザの利用者に対するアンケートの結果は，次のとおりでした。

- ・実施期間 2013 年（平成 25 年）5 月 5 日～6 月 7 日
- ・回答者 1,030 人

ア 利用目的

利用目的については，他の利用者との談話（11.1%）やイベント・行事への参加（9.3%），囲碁・将棋（8.2%），カラオケ（7.5%）など他の利用者との交流が 36.1% と最も多く，次いで健康教室への参加（17.5%），健康相談への参加（9.4%）など健康関連が 26.9%，入浴（27 施設のみ）が 23.4% となっています（図 3-12）。

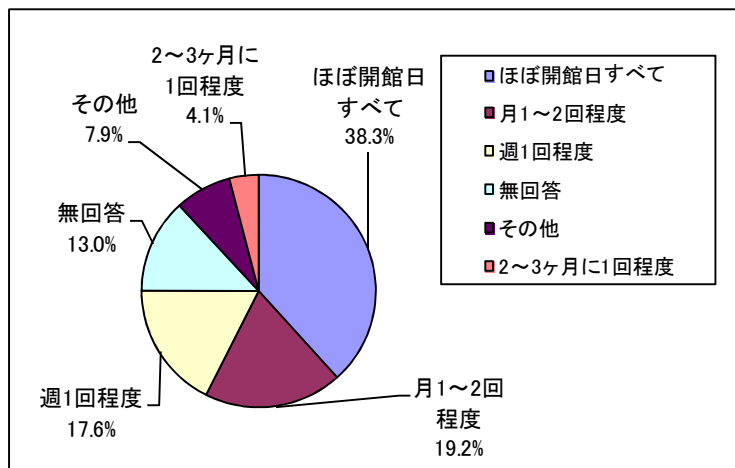
図 3-12 利用目的



## イ 利用回数

利用回数については、ほぼ開館日すべて利用している人が38.3%、月1～2回程度が19.2%、週1回程度が17.6%、2～3ヵ月に1回程度が4.1%となっています（図3-13）。

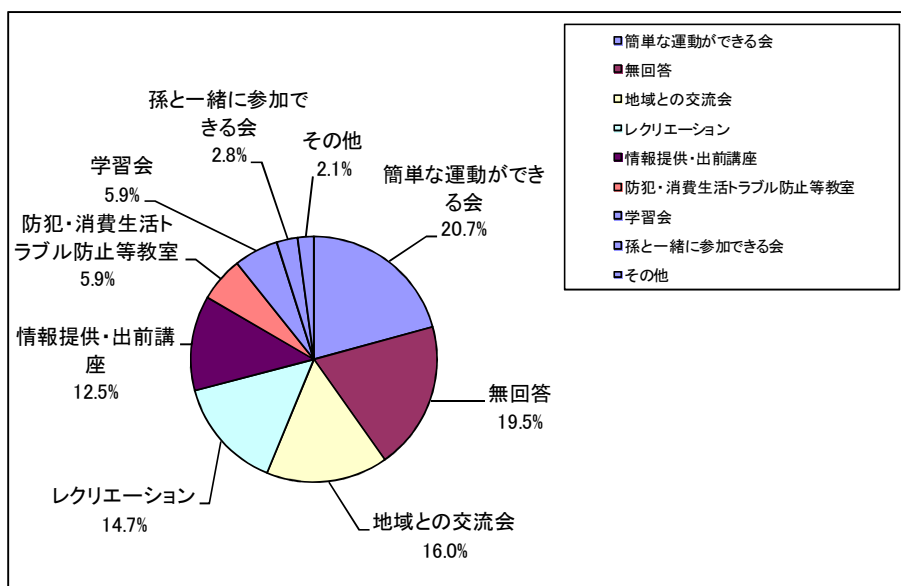
図 3-13 利用回数



## ウ 希望する事業

ふれあいプラザでの希望する事業については、運動に関することが20.7%、地域との交流が16.0%、レクリエーションが14.7%となっており、健康増進や利用者相互や地域とのコミュニケーションを促進する事業を希望していることがわかります（図3-14）。

図 3-14 希望する事業



### 3-4 地域交流施設において提供している主な行政サービス

地域交流施設で提供している主な行政サービスは次のとおりです（表 3-3）。

表 3-3 主な行政サービス

機能	事業名称	対象者	実施場所		
			公民館	コミュニティセンター	ふれあいプラザ
交流	子どもの居場所づくり事業 （放課後子ども教室事業）	小学生1～6年生	●		
	社会教育活動事業及び交流 促進講座開催事業 （高齢者交流事業）	成人一般，60歳以上	●	●	
教育	地域学習活動支援事業 （土曜チャレンジ教室）	小学校5・6年生， 中学校1・2年生	●		●
健康	介護予防健康教室 （一次予防事業）	概ね60歳以上の高齢者	●	●	●
	幼児歯科教室	1歳児とその保護者	●		
	乳児健康相談	乳児と保護者		●	
	成人・高齢者健康相談・教育	40歳以上（家族含む）	●	●	●
	運動普及推進事業	市民	●		●
	集団健診	40歳以上（子宮頸がん検 診は20歳以上，結核検 診は65歳以上）	●	●	●
	離乳食講習会	生後4か月から8か月 頃の乳児の保護者		●	
	シニア食生活改善教室	65歳以上の高齢者及び 家族 主に60，70代	●	●	●
行政	証明発行業務 （戸籍謄抄本，住民票，印鑑 証明，所得証明）	必要とする者	●		

注1) ●は，事業を提供するために活用している施設を表す。（2013年度（平成25年度）現在）

注2) これらの事業中，施設によっては実施していないものもある。



---

## 第4章 現状と課題

---

ここまで、地域交流施設について、人口の動向や施設の利用状況、コストなどのデータをみてきました。これらを踏まえ、本市の地域交流施設の現状と課題について整理します。

### 4-1 地域交流施設を取り巻く環境の変化

1970年代の高度経済成長期に多くの公共施設を整備してきましたが、現在では建設当時と比べ市民ニーズも多様化し、公共施設に求められる機能は変化してきています。また、少子化・高齢化の進行とそれに伴う人口減少による人口構造の変化は、現在の地域のコミュニティの維持に大きな影響を及ぼすことが考えられます。

また、公民館、コミュニティセンター、ふれあいプラザは、個別の法律などにより設置され、それぞれ社会教育、人権啓発の推進、高齢者の健康増進などを目的として機能やその用途に応じて整備されてきました。現在では施設においてさまざまなまちづくり活動や講座、交流事業などが行われるようになっていますが、地域の交流の場という点ではこれらの施設は類似しているといえます。

### 4-2 施設別の状況

#### (1) 公民館

公民館は、小学校区を基本に1か所ずつ設置されています。設置数は中核市41市中3位となっています。また、公民館を含めた集会所施設数は2位となっています。このことは、他市の状況と比較し、協働のまちづくりを推進していくための基盤が整備されており、本市の強みであるといえます。現在、建物については建築から30年を経過した施設が約6割あります。利用者数は、1施設当たり年平均約1.5万人となっています。利用内容については、グループ・サークル活動が利用の6割以上を占めています。今後は、利用の多くを占めているこれらのグループ・サークル団体がまちづくりに参画できる仕組みや地域住民の活動を支える場として有効に活用されるよう効率的・効果的な運用の検討が必要です。

#### (2) コミュニティセンター

コミュニティセンターは、当初同和地区の住民の生活や福祉の向上、健康増進を図る目的で整備されましたが、現在では幅広く市民に利用されています。建物については建築から30年を経過した施設が19施設中16施設となっています。利用者数は1施設当たり年平均約1.8万人となっています。諸室部分の利用については、グループ・サークル活動や各種講座、健康に関する事業など他の地域交流施設と類似しているものがあります。今後、活動内容を踏まえて地域交流施設全体の中で施設のあり方を検討していく必要があります。

また、体育室の利用については、年間の平均稼働率は約 35%となっています。体育施設については建設当時とは状況が変わり、今日では、社会体育施設の整備や学校体育施設の開放、民間スポーツ施設の充実など市民のスポーツをする場の選択肢は広がってきています。今後、体育施設全体で有効な利活用を検討する中で体育室の維持については見直していく必要があります。

### (3) ふれあいプラザ

ふれあいプラザは、建築からの経過年数は約 20 年程度ですが、中には 30 年を経過した施設が 11 施設、そのうち 40 年を経過した施設が 2 施設あります。利用者数は 1 施設当たり年平均約 5 千人となっています。

また、ふれあいプラザの利用者に対して実施したアンケートによると、健康増進や他の利用者との交流に対する利用希望が多くありました。今後、こうした利用者の需要を踏まえ、地域交流施設全体の中で施設のあり方を検討していく必要があります。浴場については、設置が始まった 1970 年代当時は家庭の風呂の普及率が低く、浴場に対する需要は衛生面からも高かったものと思われます。しかし、各家庭に風呂があるのが一般的となり、さらには、介護保険制度の創設やいわゆるスーパー銭湯など民間入浴施設が普及している今日、ふれあいプラザの浴場は、公共施設サービスとしての役割を終えつつあります。

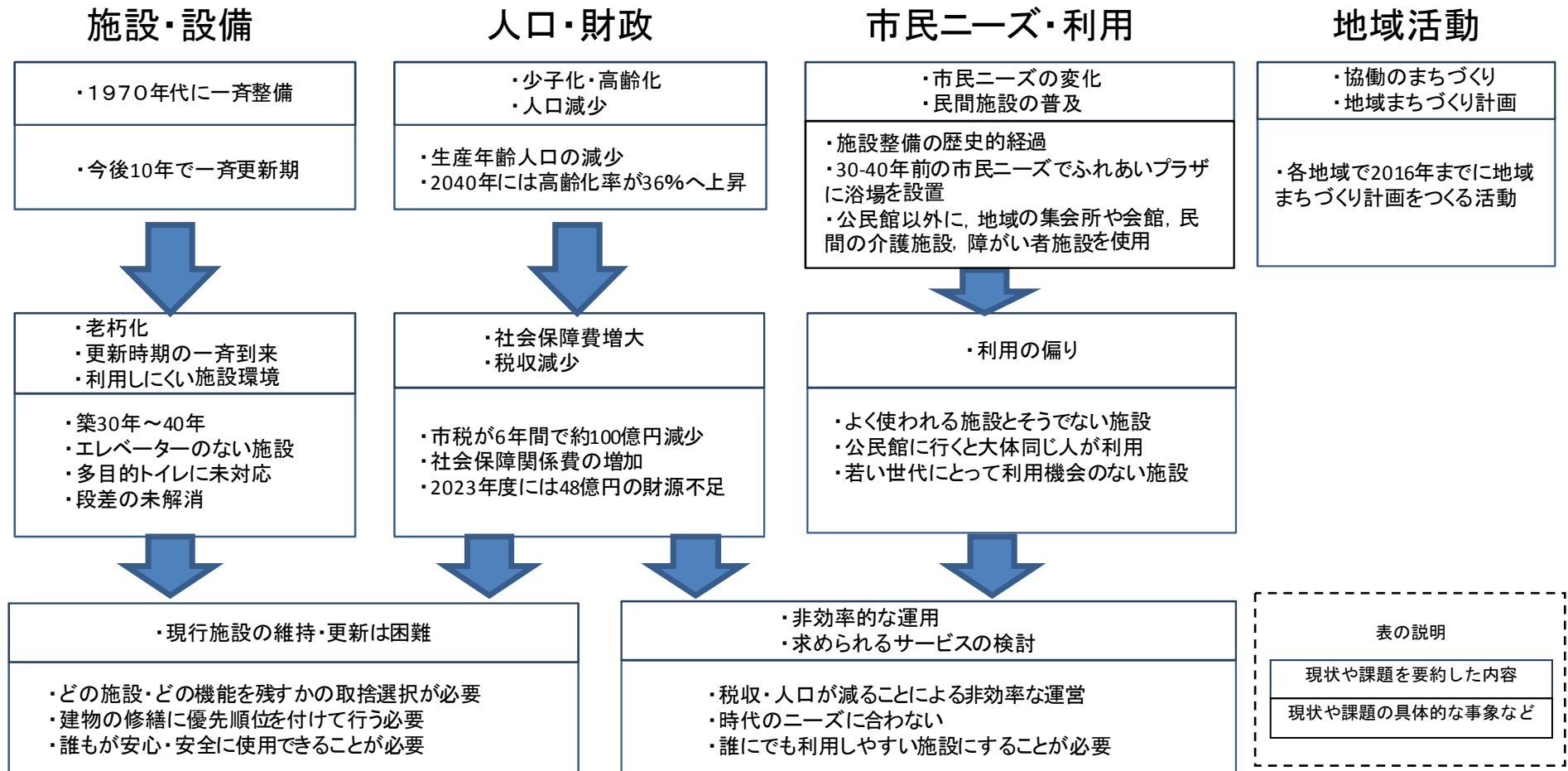
## 4-3 施設のユニバーサルデザイン

これまでもスロープの整備などによる段差解消など進めてきましたが、未整備箇所や多目的トイレになっていないなど、だれもが利用しやすい施設となっていない施設もあります。今後、より多くの市民が安心して利用するにはユニバーサルデザインを導入する必要があります。

## 4-4 まとめ

多くの地域交流施設が建築後 30 年を経過し、老朽化や利用しにくい施設環境になっています。また、少子化・高齢化、人口減少社会を迎え、社会保障関係費の増加や税収減少などにより施設を維持・更新することも困難になってきています。さらに、機能が重複していたり、市民ニーズも多様化し、求められる機能への対応などの課題も生じてきています。今後、心の豊かさが実感できる地域社会を築いていくためには、自らのまちは自らでつくるという視点に立ち、お互いに支えあう仕組みが必要です。そのためには、地域交流施設をだれでも気軽に利用できる施設として再整備していく必要があります。これからの地域交流施設は、多くの人が集い、交流することで住民同士の支えあいや地域のつながりが生まれ、地域住民が手を取り合うまちづくり活動を支える拠点となることが求められます。ここまですべてを整理すると図 4-1 のようになります。

図 4-1 本市の地域交流施設の現状と課題



---

## 第5章 今後のあり方

---

前項では本市の地域交流施設の現状と課題について整理しました。それらを踏まえ、ここでは、これからの地域のまちづくり活動を支える地域の身近な拠点づくりに向けて地域交流施設の再整備の方向性などについて整理します。

### 5-1 めざすまちづくりの将来像

福山市では、地域活動を通じてコミュニティの活性化を図る中で、地域住民がお互いに支え合いながら、だれもが生き生きと活躍できる、そうした心の豊かさを実感できるまちをめざして協働のまちづくりを推進しています。このため、まちづくりの原動力となる人材の育成や団体同士のネットワークづくりが行われる地域全体が参画するまちづくりにも取り組んでいます。

しかし、少子化・高齢化や人口減少の進行は、行政運営や地域社会にさまざまな影響を与えます。今後、社会保障関係費が増加し、税収の伸びが見込まれない中、現在と同様の水準の行政サービスを持続的に提供していくことは困難になることが予測されます。また、これまで各地域が培ってきた歴史・文化や活動、人と人とのつながりなどそれぞれの個性や特徴が失われていく可能性があります。今後、地域のコミュニティが果たす役割はますます大きくなっていく中、その地域のコミュニティの活動の場の中心になるものが、この地域交流施設です。

一方、その活動の拠点となる地域交流施設の多くが法律や用途ごとに整備されてきたため、このような多様なまちづくりを進めていくための機能を備えた施設として対応できなくなってきました。このため、地域交流施設を更新する際、施設の統廃合や再配置などを進めていく中で、施設保有量全体の縮減を図りながらも地域の活性化や幅広い年代層の交流が図られるような地域交流施設を地域のまちづくりの核として機能を集約し、サービスは身近な集会所などで受けられるようにするなど地域の集会所などとも連携することにより、効率的・効果的な公共施設サービスを提供できる環境を整備していく必要があります。

福山市では、今後、時代の変化に対応し、自らが住む地域を良くして行こうとする活動を支える地域のまちづくりの拠点として、「施設を造る」から「地域を創る」へという理念のもと、地域交流施設を再整備していきます。

#### 基本理念

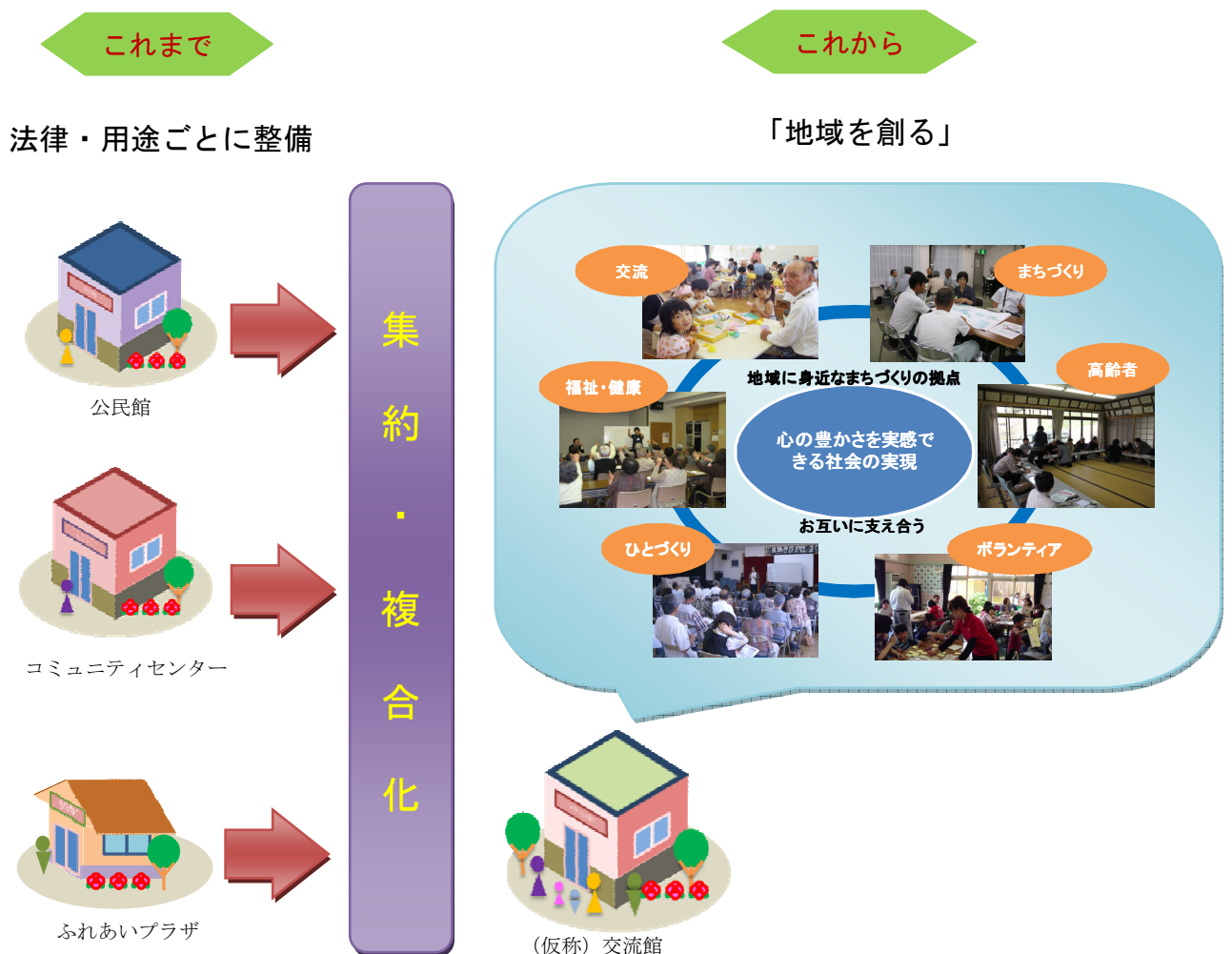
「施設を造る」  
から  
「地域を創る」

この理念のもと、さまざまな人や活動団体がまちづくりに参加し、地域の課題を解決するため、知恵を出し合いながら、お互いに支え合う身近な拠点として次に掲げるコンセプトにより地域交流施設を新たに「(仮称) 交流館」として再整備していきます。

## コンセプト

### 地域住民の活動を支える身近なまちづくりの拠点づくり

これまでのまちづくり活動が主に公民館を中心として行われていることを踏まえ、公民館の機能を中心にコミュニティセンターやふれあいプラザの機能の見直しや集約化等を行う中で、より地域のまちづくり活動や交流がしやすくなるよう(仮称)交流館を現在のまちづくり活動が行われている各小学校区に1施設を基本に整備していきます。しかし、整備には相当の期間を要することから、既存の施設については必要に応じ長寿命化を図りつつ、新たに整備する際には、これまでの機能を低下させないよう地域の集会所や民間施設などとも連携を図っていきます。



### ○ 方向性1 『住民が主役のまちづくり』

地域のまちづくり活動は、まちづくり推進委員会やボランティア団体、企業などがそれぞれの役割のもとで繰り広げられています。人口減少社会の到来が現実味を帯びてきている中、さらに協働のまちづくりを深化させていくためには、地域の課題をもっともよく知る住民と団体等がお互いに協力し合っていくことが必要です。

また、地域のまちづくりには、課題の解決や活動を推進していくための人材を育成していくことが必要です。

- ・地域の住民一人ひとりが各地域でまちづくりの主役となり、自分たちが理想とするまちづくり活動に参加し、活躍できる場として地域に身近なまちづくりの拠点を整備します。
- ・地域の人材を育成していくための機会や仕組みづくりの場として再整備します。

### ○ 方向性2 『活動や人々の交流の促進』

現在の公民館では社会教育、生涯学習などが、コミュニティセンターでは高齢者や子育て家庭などの交流事業や人権啓発が、ふれあいプラザでは高齢者のサークル活動や健康教室などが行われています。また、ふれあいプラザのように中学校区を単位として整備されている施設についてもより身近な場所に整備することにより、地域に密着した交流やまちづくりの場としていく必要があります。これらの活動や参加している人々が集まることにより、多くの人や情報が交流し、地域がより活性化するよう各施設の機能を集約・複合化していく必要があります。

- ・公民館、コミュニティセンター、ふれあいプラザの機能を小学校区を単位に集約・複合化し、人や情報、活動がより活発に交流し、活性化するように再整備します。
- ・町内会などの地域を基盤とした地縁型のコミュニティ以外にも、地域にとらわれず活動するボランティア団体やNPOなどのテーマ型のコミュニティなども利用できることにより、地域活動の活性化と住民の参加の促進を図ります。

### ○ 方向性3 『個性豊かなまちづくり』

地域には、これまで培ってきた歴史・文化や活動、人と人とのつながりなどの特徴や個性があり、課題や住民ニーズも地域によって異なります。現在、自治会などが中心となり、どのようなまちづくりをしていくのか自ら考え、市民満足度の高いまちづくりをめざすため、「地域まちづくり計画」を策定しています。この取組をさらに充実し、実践していくためには、ボランティア団体やNPO、企業など各種団体同士のネットワークづくりが求められます。

- ・各小学校区の活動実態や利用状況を踏まえた施設の規模など地域の特性を十分考慮して再整備します。
- ・地域の集会所等の活用も含め、それぞれの地域にある機能を活かし、地域全体でとらえて再整備します。

- ・地域を中心としたまちづくりのため、情報の共有や人材育成、団体同士のネットワークづくりの場となるよう再整備します。

#### ○ 方向性4 『ふれあいや憩いの場』

これからのまちづくりは、住民同士がお互いに信頼し合い、支え合うことができる関係づくりが求められています。したがって、地域交流施設は特定の活動目的に利用するだけでなく、新たな人の交流や絆が生まれる地域に開かれた公共空間（オープンスペース）である必要があります。

- ・普段から地域のふれあいの場として住民に親しまれ、愛着のある施設として、また、憩いの場となるよう子どもから高齢者まで気軽に、自由に使えるよう再整備します。

#### ○ 方向性5 『時代のニーズに合った公共施設サービス』

本市では、高度経済成長期の急速な市の発展と人口の急増に対応しながら市民生活・福祉の向上を図ってきました。その後、高齢化社会や核家族化など、市民生活をとりまく社会環境はめまぐるしく変化してきました。しかし、これまでの地域交流施設は個々の用途別に整備されてきたため、少子化・高齢化、人口減少といった将来に向けた新たな時代の変化やニーズに的確に対応できる公共施設サービスを提供できる場としての役割が求められています。

- ・社会環境の変化に柔軟に対応し、将来を見据えた公共施設サービスを取捨選択し、必要とされる機能をより身近な場所で提供できるよう地域の集会所等との連携も考慮して再整備します。
- ・コミュニティセンターの体育室については、社会体育施設や学校体育施設などを活用することとして建物の更新はしないこととしますが、更新の時期までは当面は活用することとします。
- ・ふれあいプラザの浴場については、老人福祉センターや民間入浴施設の活用を図ることなどにより、集約の際は引き継がないこととします。

#### ○ 方向性6 『だれにでも安心・快適な施設』

地域に身近な施設として高齢者や障がい者、子育て家庭、児童生徒などさまざまな人に利用していただくためには、だれもが安心して快適に利用できるよう施設や設備に配慮する必要があります。

- ・利用者の年齢やライフスタイルなどを考慮し、ユニバーサルデザインを導入します（出入口などに段差があるなど利用がしにくい施設については、スロープの設置や手すりの設置などバリアフリー化を推進します。）。
- ・これまでと同様に、災害時の身近な避難場所として安心・安全な施設に再整備します。

ここであげた6つの方向性から（仮称）交流館の再整備をイメージすると図5-1のようになります。

図5-1 再整備のイメージ



また、（仮称）交流館には、次のような機能を備えることとします。

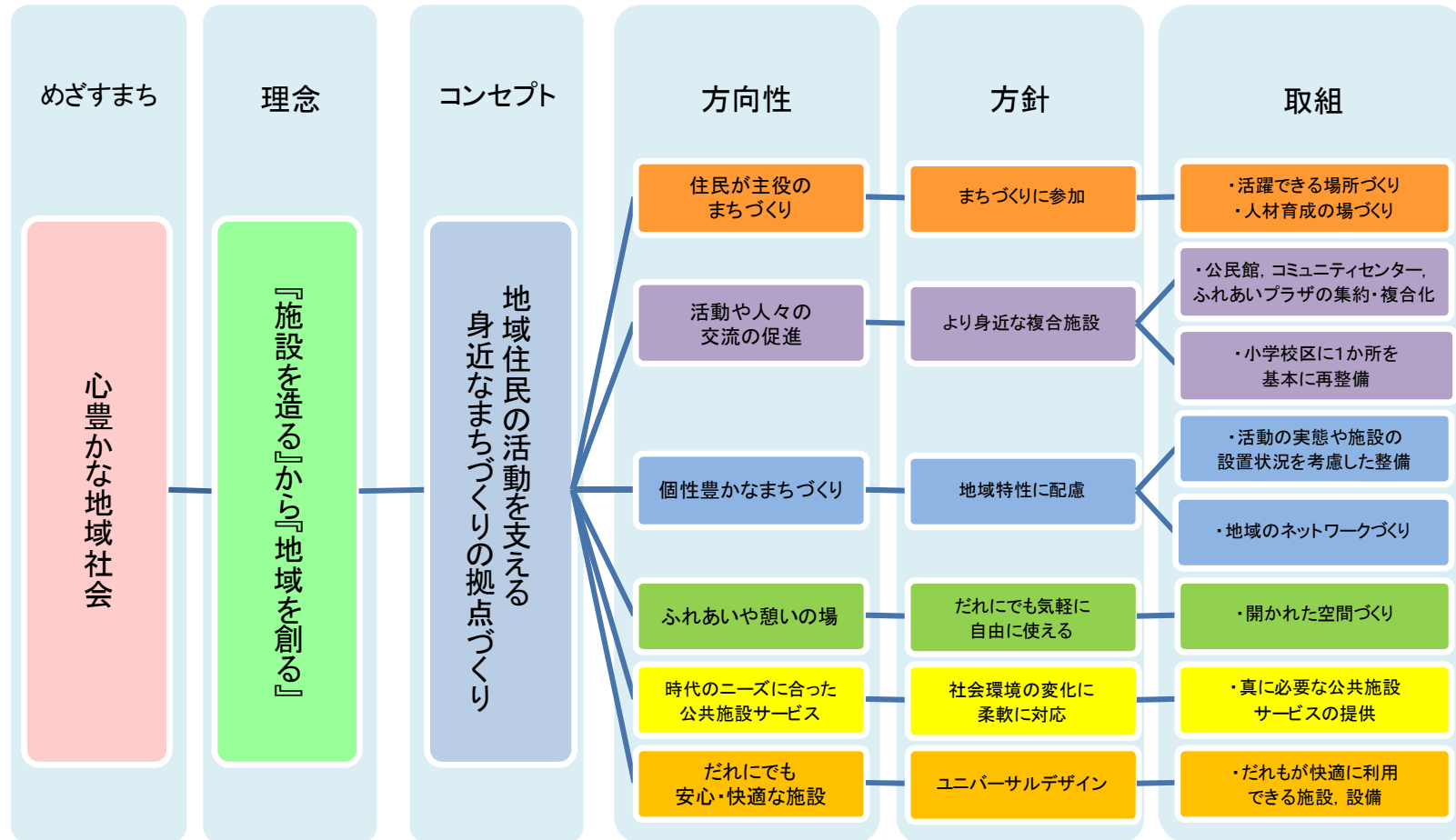
#### （仮称）交流館が備える機能

- ① まちづくりの人材育成の場
- ② 社会教育・生涯学習・人権啓発の場
- ③ コミュニティの活性化と住民の交流促進の場
- ④ 住民同士のふれあいや憩いの場
- ⑤ 行政サービスの提供の場

これまで整理してきた（仮称）交流館の今後のあり方を体系化すると図5-2のようになります。



図 5-2 (仮称) 交流館の今後のあり方



## 5-2 再整備にあたっての留意事項

(仮称) 交流館への再整備にあたっては、対象とする施設や地域、再整備を行う適切な時期などを総合的に検討したうえで、計画的に実施していく必要があります。そのため、今後、具体を検討していく際には、次に掲げる事項などに留意します。

### (1) 建築経過年数

利用者の安全や快適性を確保するため、建築年からの経過年数や施設の構造、設備の状態などハード面について総合的に検討します。

### (2) 地域バランス

公平性の観点から特定のエリアや地域に偏ることなく市域全体でのバランスを考慮します。

### (3) 地域の意見

市民が主役となり、地域が中心となってまちづくりを進めていくためには、利用者である地域の意見を取り入れる必要があります。計画段階から活用方法まで、地域の住民の意見がより取り入れられやすい方法を検討します。

### (4) 教育環境整備等との関わり

学校規模の適正化による学校の統廃合後の施設や他の遊休財産の有効活用などを含め、地域の活性化を図る視点で再整備を検討します。

### (5) 施設規模

施設保有量全体の縮減を基本とする中で、各地域の活動実態や利用状況など地域の特性を考慮した適正な規模の再整備を進めます。

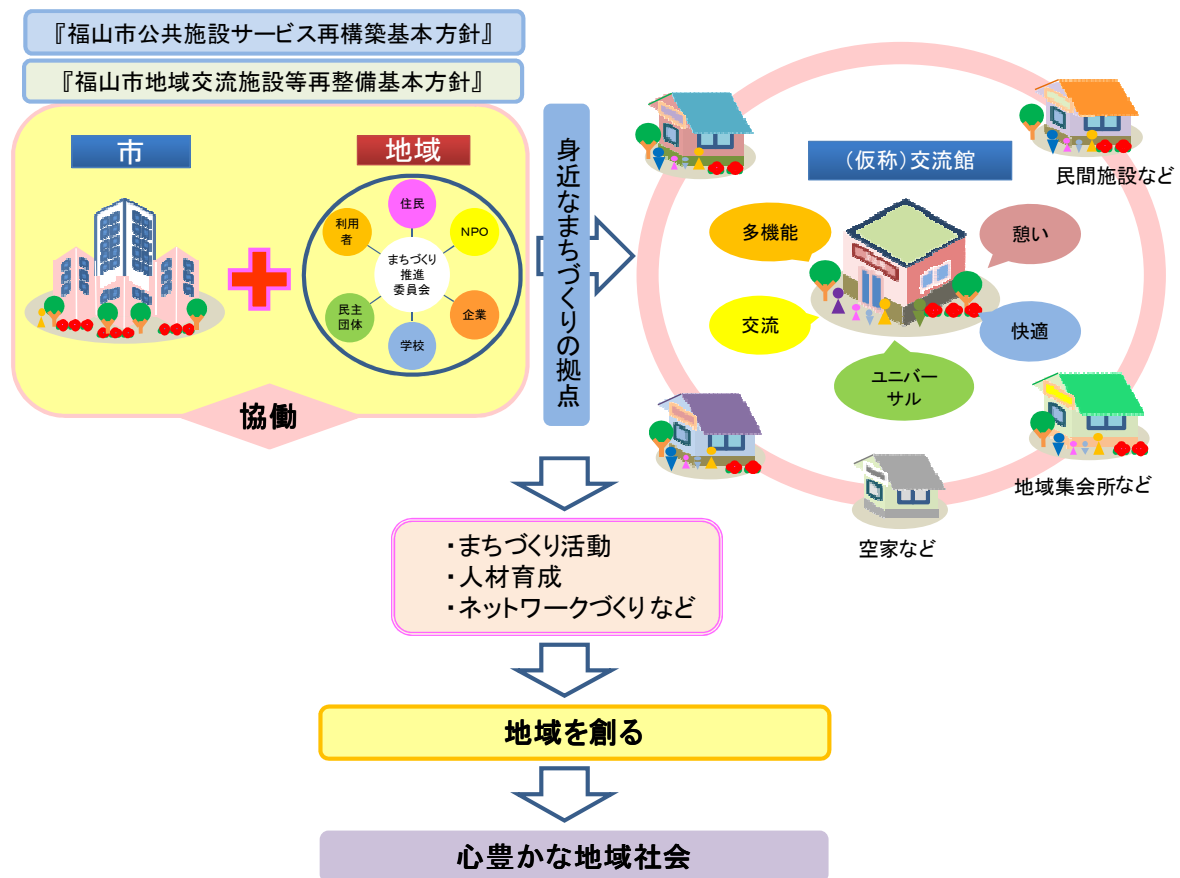
### (6) その他政策的に必要と思われる事項

地域交流施設の視点からだけでなく、市全体の施策や他の公共施設との関連などからも、より効率的かつ効果的な再整備となるよう総合的に検討します。

### 5-3 再整備の流れ

これまで地域交流施設は、市が計画し、市域全体に同じ機能、同じ規格で一律に整備したものを住民が利用するというものでした。しかし、市民が主役となり、地域が中心となって、個性豊かなまちづくりを進めていくため、自分たちの地域のまちづくり活動を実践する場としての（仮称）交流館をどのように活用していくかという視点で、計画段階から活用方法までを利用者である地域の住民の意見を取り入れながら再整備を進めていきます。

図 5-3 再整備の流れ



## む す び

少子化・高齢化の進行や人口減少など本市を取り巻く社会環境は大きく変化してきています。このような状況の中、現在、福山市では自らのまちは自らがつくる住民自治の確立に向け、市民が主役として活躍できる協働のまちづくりを推進しています。この協働のまちづくりをさらに深化させ、地域住民と市が真のパートナーとして、自助・共助・公助の視点から、お互いに補完しあいながら、特色のある地域づくりを推進していくためには、現在の地域交流施設をこれからの時代に合った多様な活動を支えるまちづくりの場として再整備することが必要です。

そのため、この「福山市地域交流施設等再整備基本方針」に掲げる「地域住民の活動を支える身近なまちづくりの拠点づくり」をコンセプトに、地域の活性化を図る中で住民がお互いに支え合いながら、だれもが生き生きと活躍できる、地域の拠点として、(仮称)交流館を整備し、心の豊かさを実感できる個性豊かで魅力あふれる地域社会の実現をめざします。

## 1 福山市地域交流施設等再整備懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 「福山市公共施設サービス再構築基本方針」に基づき地域交流施設等（公民館，コミュニティセンター，ふれあいプラザその他の交流施設をいう。）の再整備を検討するに当たり，市民から幅広く意見を聴くため，福山市地域交流施設等再整備懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 懇話会は，委員10人程度をもって組織する。

2 委員は，別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第3条 委員の任期は，委嘱の日から1年間とする。ただし，再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合は，補欠の委員を委嘱することができる。ただし，その任期は，前任者の残任期間とする。

### (会議)

第4条 懇話会の会議は，市長が招集する。

2 懇話会には，必要があると認めるときは，委員以外の者を会議へ出席させ，意見を聴取することができる。

### (公開)

第5条 懇話会の会議は，原則として公開とする。ただし，公開することにより，公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合は，非公開とすることができる。

### (事務局)

第6条 懇話会の庶務は，財政局財政部資産経営戦略課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか，懇話会の運営等に関し必要な事項は，市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は，2014年（平成26年）12月12日から施行する。

※ 別表は省略

## 2 福山市地域交流施設等再整備懇話会委員名簿

所 属 団 体	名 前
福山市立大学	渡邊 一成
福山市自治会連合会	村上 勝士
福山明るいまちづくり協議会	吉川 明美
福山市社会福祉協議会	大村 康己
福山市女性連絡協議会	石川 紀子
福山市PTA連合会	田久保 真一
福山市芦田ふれあいプラザ運営委員会	高垣 昇
福山市公民館運営審議会	中山 浩志
部落解放同盟福山市協議会	山岡 孝幸
大学生	宮武 志帆
有識者	小林 万里子

11人（敬称略）

福山市地域交流施設等再整備基本方針

2015年（平成27年）6月発行

発行／福山市  
編集／福山市財政局財政部資産経営戦略課  
〒720-8501 福山市東桜町3番5号  
TEL 084-928-1214